

| | |
|------------------|---|
| Title | 企業自主権・損益自己責任制の確立と農村における生産高連動請負制： 中国における「経済改革の論理」と社会主義経済発展の「独自性」 |
| Sub Title | Self-contained finance of enterprise and contracted responsibility system of agriculture in China |
| Author | 平野, 絢子 |
| Publisher | 慶應義塾経済学会 |
| Publication year | 1984 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.77, No.5 (1984. 12) ,p.575(1)- 601(27) |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19841201-0001 |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19841201-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

企業自主権・損益自己責任制の確立と

農村における生産高連動請負制

——中国における「経済改革の論理」と社会主義経済発展の「独自性」——

平野 絢子

1. 二つの三中全会決議による企業自主権の

保証・損益自己責任方式の確立と市場

中国における第12期党中央委員会第三回全体会議（三中全会）は、「機能的な社会主義経済構造の設立を目的とする」；「国民経済の停滞を打破し、社会主義経済を発展させる鍵は、企業の活性化にある。企業自主権の拡大・保証による経済責任制の有効的実現を推進する」；「企業内部の原価計算を通じた技術革新志向は社会的資金の効率化を実現する。そのために価値法則を活用する計画体系を樹立して市場メカニズムも導入し、価格体系を抜本的に改革する」；「行政から企業組織を完全に分離し、真に労働に応じた分配を実現する」；「対外的又中国国内の技術交流・交易を拡大する」；など10項目の決議を発表して閉会した（1984.10.20）。

これは、農業生産部門の企業自主権の確立による農業蓄積の保証・拡大再生産・農民生活水準の向上に大きな役割を果たして農村経済体制改革実現の基盤をつくり、対外開放政策を打ち出した第11期三中全会の決定（1978.12）と併わせてワンセットとする経済改革の集大成であって、文革路線の批判と廃棄による近代化政策の理論化・体系化を示したものである。価格政策に集中的に表現されるように数多くの現実的困難が伏在するにせよ、中国経済の歴史的に規定された産業構造の後進的性格とそれに限定された低生産産力構造から生ずる諸矛盾に正面から対処したこの抜本的改革は、従来の硬直的社会主義イデーに対する「中国における社会主義経済発展の独自性」の追求であり、理論の創造的展開を提示しようとしている。

注（1）「中共中央關於经济体制改革決定第12届第三次全体會議」（三中全会公報）1984年10月20日、「人民日報」1984.10.21.

（2）中国における経済改革の総合的・理論的認識においては、極めて数多くの論文が出され、論争も次々と発展している。丁度その過程で私は1982年3月から83年にかけて中国社会科学院経済研究所（北京）で海外研修を行い、研究所に提出した論点についてほぼ隔週その専門的研究者からレクチャーと質疑討論の機会を得た。又武漢（湖北省社会科学院経済研究所）、南京（江蘇省社会科学院経済研究所、南京大学、南京師範大学他）無錫（経済学会と農業経済学会）、常州外事処、蘇州外事処、上海（上海社会科学院経済研究所、上海財經学院、復旦大学）、寧波（外事処）、杭州（浙江省社会科学研究所）、天津（天津社会科学院経済研究所、南開大学経済研究所）、濟南（山東省社会科学院経

本稿は、現在進行中の中国における経済改革の実状をふまえてソビエト・東欧諸国のそれに対する、産業構造・社会主義建設の理念などの違いからくる特質を、第11期三中全会コミュニケを中心に中国における経済改革の論理として指定し、検討しようとした。脱稿直後に第12期三中全会の決議が発表になった。この“経済改革の集大成”は、本稿の「経済改革の論理」と政策選択の基調の認識において軌を一にするが、各項目実現のもたらず波及効果とその相互連関に関する本稿の指摘した基本的問題点については理論的体系的説明を与えていない。

中国における経済政策基調は、政策選択指標から通常、(1)第1次5カ年計画期(1953~57)、(2)大躍進期(1958~60)、(3)経済調整期(1961~65)、(4)文化革命とその路線期(1966~77)、(5)4つの近代化・経済改革期(1978~)にわけられる。しかし、従来の中国社会主義経済建設理論の相対的超克を意味する「建国以来の党の若干の問題についての決議」(1981.6)⁽³⁾公表を内包し、中国経済政策選択基調の一大転換点となった三中全会コミュニケ(1978.12)以後展開した(5)政策の基本的性格とそ

濟研究所、農業經濟研究所)において各研究所の各専門分野における研究者のレクチュアと質疑討論の機会を得た。その過程で長江流域を武漢から上海(杭州、寧波を含む)まで40日、天津及び山東省西北部黄河流域のアルカリ土壤・畑作地帯を20日間かけて多くの農村人民公社組織及び地方都市との連関、又都市工業・国営市場と自由市場との関係・コンビナートなどを見学・幹部と質疑応答する機会をえて、農業生産責任制の進行する農村、公社社隊企業の発展と変貌、企業利潤留成転化後の現場、技術革新傾斜の中での連合、計画と市場の結節点、行政機関の役割、農村市場の拡大による農村経済の変化、香港系外貨補償貿易による輸出生産の進展・都市問題など転換期の農村と都市をつなぐ地域経済の現場から経済改革の進行を垣間みることができた。企業自主権確立後の新たな波及効果とその新しく提起される問題に対する現場の対応。又長期滞在の北京においては、生産財市場にひらかれた首都鉄鋼公司(コンビナート)の幹部より組織と価格、街区の最末端単位である街道委員会を通じて西城区の旧市街地の四合院にくらす主婦や待命青年、保育所などから社会生活の変化をきくなど、当方の希望にその実現の組織的指示と保証を与えて戴いた中国社会科学院、とりわけ馬洪先生(現院長)、孫尚清先生(現副秘書長)と外事局に本稿において深く感謝を申し上げたい。更に経済研究所副所長董輔初先生、朱紹文先生、陳吉元先生ほか又財貿經濟研究所成本價格研究室主任王振之先生など多くの御教示を長時間の執拗な質問にも拘らず与えて下さった先生方に感謝を申上げる。又最後まで応答を否まなかった人民公社・工場・行政機関の現場管理の方々にも御礼を記し、ささやかな日本における研究活動の発現が中国の実状とその理論的説明にいささかなりと役立てようとする責務を担うことと考えている。

経済改革の研究論文は数多いがその本格的進行まで(1949~1980)の、経済改革の政策転換後(1978.12の第11期三中全会)からの論争の再編成について「経済研究」・「経済学動態」編輯部編『建国以来政治経済学重要問題争論』は基本的見解のまとめであり、そのあと経済改革の“集大成”実現の見通しをふまえて本年公刊された劉国光主編『中国経済發展戰略問題研究』はその論理の發展的公的体系化として検討の対象から欠かせない。経済改革を直接の理論的対象とし、現実の問題を反映し(調整と改革)た変化の過程の中で論理を整理するために、中国社会科学院經濟研究所政治經濟研究室編『經濟改革的政治經濟学問題探討』、有林、趙少平、王夢奎編『經濟改革文叢』第一輯、劉国光主編『國民經濟管理体制改革的若干理論問題』、「経済研究」編『國民經濟調整与經濟体制改革』、張聞敏、張卓元、吳敬連、曉亮、宋淑珍編『建国以来經濟核算論文選』、国家計画委員会經濟研究所編『社会主義經濟規律問題』、劉国光主編『中国經濟發展戰略問題研究』(1983.6)所収の各論文を参考として論理を検証した。

今回の決議への関連として林子力「經濟体制改革若干理論問題探討」『人民日報』1983.9.9で「經濟体制改革に関する基礎理論の出発点」を論じ、社会主義經濟の本質規定から農村經濟体制改革を位置づけているし、岳平「三中全会以来党的路線是馬克思主義路線」(『人民日報』1984.6.8)は經濟の近代化建設には多種多様の道があるとして農村における經濟体制改革が農家を生産単位とする請負制に担われて發展したことが実践的に妥当であったかを“左”派の疑問に答えて説明しているが、今回の決議内容の示唆する価格・市場・金融システムなどを經濟の桿杆として利用する計画方式への理論的橋渡しはみられない。

注(3) 第11期6中全会(1981.6)決議。「『建国以来の党の若干の歴史問題についての決議』の起草に関する意見」上、『北京周報』1983.7.26(No.30)、下、同1983.8.2.(No.31)。

れを貫ぬく論理の体系的理解にこそ、われわれはきわだって関心を集中する。

この論理の立脚点に立った(1)~(4)の再評価、特にその大躍進政策批判、人民公社生産組織の“極左”的誤謬指摘⁽⁴⁾につながる三面紅旗の総合的評価は、ソビエトモデル移入による重工業超重点投資政策と相関する中国型“中央高度集権国家直接経営管理体制”の廃棄・統一領導、分級管理、收支掛鉤、全額分成、比例包干なる今次政策選択基調を支える論理の裏がえしと考えられるからである。

自給・半自給が支配的で農村人口が8割以上しめる商品経済発展の未成熟な条件の下で、従って社会的分業が十分に進化せず、生産の社会的性格が資本主義経済の生成発展によって確立したとはいえない中国経済の、社会主義的「計画経済」への移行が、どのようにその社会主義経済建設を限定し、社会主義のイデー自体をも限定したか、について、われわれがそれぞれの研究分野において中国経済分析の原点に立ちかえる必要があることをこの政策転換は示している。人民公社コミュニケーション構想の破綻はその社会主義イデーの社会経済発展法則からの乖離を示し、公社生産組織の集団的大経営の“機械制生産における協業分業”なき集団労働投下への報酬・労働点数制の、“労働に応じた”分配論に対する“大鍋飯”・“大呼隆”としての農民からの忌避・農家単位生産高連動制への転換は、その現実的回帰を意味している。急激な集団化の進行と人民公社化・大躍進政策へのエスカレートの理論的解明は文革の理論的分析と相関して今後の課題である。

第11期三中全会コミニケは⁽⁷⁾、鋼鉄生産を中軸とした重工業優先・大型プロジェクト基地重視の長期構想が国家資金中央投資計画管理システムによる資金手当の限界性、権力の過度の中央への集中による資金運用の非効率性のため建設方式自体に限界を与えており、地方と工農業企業本体に多くの権限をもたせる計画管理・資金配分・企業経営管理方式の改革を先行させるべきことを提案した。

更に国民経済の二部門均衡発展の最適値を計画的に策定すべきこと、その上で迂回生産としての重工業部門の拡大値が決定されるべきで、現状認識にたてば農業部門の回復を優先する“農業・軽工業・重工業”の順序で、国民経済の比率関係を調整し、社会的労働の配分をはかるべきである、として華国鋒「国民経済発展10ヶ年計画」要綱を批判した。

又人民公社とその生産大隊、生産隊など集団的所有の国家による法的保障と企業の自主権の確認

注(4) 馮德才「農村人民公社應該成為單純的經濟組織」『經濟研究』1980. 2期「農村人民公社の当面の政策問題についての緊急指示書簡」(平均主義と微発という「共產風」は農業生産力を破壊するとして批判、生産隊を基本採算単位にした)1960年11月3日。「農村人民公社条例(草案)1961年3月」平均主義と経営管理の是正、分配面での供給制を廃した修正案が1962年9月27日第8期十中全会で正式に採択され農村経済の回復に役割を果たした。

(5) 王毅編『社会主義経済基礎建の若干基本原則(1949年~1956年)——学習陳雲同志經濟論者——』37~38頁, 129-131頁。吉田滋一「中国史研究の立場と方法」, 中国史研究会編『中国史像の再構成』。李成瑞・楊経明「中国国情と経済発展戦略問題」劉国光主編『中国経済発展戦略問題』前掲書, 65頁以下。

(6) 座間紘一「中国農村人民公社の労働管理制度——生産隊の労働組織, 分配制度を中心に——」『東亜經濟研究』第47巻2号所収。楊堅白, 「中国農業発展戦略問題——建立多層次的農業經濟結構」劉国光主編『中国経済発展戦略問題研究』前掲書154頁。

(7) 「三中全会以来重要文献選集」人民出版社1982年版。拙稿「近代化政策と『市場』問題——中国における政策選択とその指標——」, 日本國際問題研究所紀要「共產主義と國際政治」第15号所収。

が不可欠である；国家の地方・および公社内上級をふくむ行政機関が、生産隊の労働力・資金・製品・物資を無償で使用したり占有したり絶対にしない；人民公社の三級所有制と各級における集団的所有のもとでの独立採算を明確にし、大躍進政策以来の“労働蓄積”と呼ばれた農民の不払い追加労働力調達を廃止、労働量に応じて報酬を支払う；価格政策の基本的改革と農業蓄積——農産物の国家買上価格の引上げによる農産物余剰分の企業内蓄積を保証し、拡大再生産を実現させる；集団的企業による社会的生産力水準の上昇を前提に自留地での生産物を自由市場で販売して追加所得を得ることを容認、農民の実質的労働集約化を通して社会的農産物買上量の底上げと農民の生活水準向上を計る；と規定した。

次いで工業部門の生産性増大が引き起こすコストダウンを前提として農業用生産資材の工場渡し価格、販売価格を2年間に10～15%引下げ、農業生産発展のために資する(缺状価格差の縮小)。都市における食糧の販売価格は一律にすえおき、引き上げざるをえないときは消費者(都市勤労者)に保障を与える(賃金引上げまたは財政措置)、とした。

更に三中全会草案の確認である「農業の発展をはやめる若干の問題についての中国共産党中央の決定」(1979.9)では、人民公社の機能を保障する措置として党組織の政治的指導から生産組織の相対的独立の保障の確認、生産隊を基礎とする三級所有制を条件なくして二級・一級採算強行にふみきらないこと、買付額(供出量)を多くせず、買付分買上価格の引き上げ、超過分の上のせ報償制度の実現、不作地(食糧200kg以下)の水稲地区での買付減免などをとおして農産物余剰を物量的にも価値(貨幣)量的にも公社企業・農民の手もとに残す。自留地、自留家畜、家庭副業生産物の市の取引を保証して局地的な消費財の供給量をふやし、農民の副収入の増加・生活水準の向上をはかる。

国营農場は1985年まで利潤上納をやめ、赤字をたて直し多角経営をすすめ、農産物畜産物の加工業をおこし、農場の製品を売りさばく商業を発展させ、早急に農工商連合企業を設営して拡大再生産の機構を確立し、農業現代化の旗頭とする、とする。

これは、従来の蓄積率過大・重工業優先投資モデルから部門間均衡発展・蓄積と消費均衡採択モデルへの転換を意味する。更に基本建設投資への外資の導入、海外先進技術を内包する生産組織の大型プロジェクト輸入のかたちで、重工業部門強化の基本建設・生産財新規供給の一部を海外に求め、迂回生産のタイムラグを短縮させる方式をとった。国内生産財自給体系は側面的に強化され、資本の回転の早い軽工業部門に重点投資も可能となる。石油輸出による外貨手当の他に生活水準の低位を反映した安い賃金水準を逆手に軽工業部門の拡大は第二の外貨獲得手段となる。これは対外市場封鎖を前提にしたソビエトの生産財国内自給をめざす重工業超重点創出・優先投資モデル、中国からソビエト援助引揚げ以後の、迂回生産のタイムラグをよみこんだ国家蓄積と重点的重工業投資+農業・軽工業生産財生産の地方移管・資金自給・消費財域内流通を組みあわせた自力更生型再生産モデル、からの脱却を意味する。

企業自主権・損益自己責任制の確立と農村における生産高連動請負制

第11期三中全会コミュニケ以後、国家農産物買上価格の引上げをともなった又企業自主権確立による農産物余剰の企業内留保、農業税の減免、無償労働調達の撤廃、自留地+集市における追加労働生産物販売による農家蓄積の保証など従来実現できなかった農業部門の資金蓄積、農家蓄積を可能にしたことは、国营工業企業の経営管理制度改革による企業内蓄積と対応し、国家金資部門別最適比率選択投資方式採択を背景に国家に集中していた計画決定・資金配分の地方、企業への権限下放、分権化への移行を意味する。

又かつて商業部所属の專業総公司、地方の專業公司が廃止されて商業行政機関に合併され「行政と企業管理が一体となった組織形態」は「中国の現行の經濟管理体制の欠陥」（劉国光、趙人偉）であり、「計画經濟が市場を規制し排除するものでなく市場を利用するという原則を否定するものである」（同）と否定された。中国政府は1979年11月1日、通達を出し、農村の副業生産物、手工芸品、その他の雜貨あわせて1万品以上の政府統制価格を撤廃し、價格決定を市場の需給関係に委ねるとの決定を公表した。この1万品以上の品目は中国で販売されている商品價值總額の20%に相当すると伝えられた（新華社電11月1日）。更に同年11月25日、主要農産物の国家買付以後、余剰分を自由市場で販売することを中国國務院の全国糧食會議が全国規模で認める方針を確認した。更に「自由市場で最後まで売れなかった分に限り」、政府の糧食調達部門や工場など公機關でも購入できるとして規則が緩和された。この変化は、中国經濟發展の必然的結果であるとともに、中央統制で硬直化した國民經濟を活性し、農業生産を刺激し社会主義經濟の本来的な計画化進展のための物質的基盤の整備でもある。かつて文革時に「農民による小商品生産と市場の結合を資本主義經濟の無政府性と同一視し」、さらに「計画經濟と自然經濟とを同日に論ずることによって社会主義社会の商品・貨幣関係の積極的機能を否定し、計画と市場を対立的にみる考え方を生じさせた」（劉国光）⁽⁸⁾（薛暮橋）⁽⁹⁾とする論理は、「四人組批判」との連関なしには理解しにくいほど中国社会主义經濟の“歴史的經驗”と密着している。

これらの政策轉換は、従来の「中央高度集権国家直接經營管理体制」を廃し、国家各級行政管理部門に集中していた権限を下放して企業に經營管理の自主権を保証する分権的經濟責任制の確立として結実する。各行政機関の司令の下に、資金・生産財も補給された企業は分離・独立した専門公司、連合公司として損益自己責任方式の下に機能することになった。⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾

- 注（8） 劉国光「对經濟体制改革中几个重要問題的看法」『經濟改革文叢』前掲書147頁、原載「經濟管理」1979年第11期。
（9） 薛暮橋「經濟管理体制改題」前掲書42頁、原載「紅旗」雜誌1979年第8期、于光遠「关于中国經济社会发展戰略問題的科學的研究」于光遠・蔣一葦等著「工業經濟与企業管理」2頁。
（10） 馬洪「改革經濟管理体制与扩大企業自主権」『經濟結構与經濟管理』148頁。楊堅白「关于國民經濟的統一領導和企業自主権問題」劉国光主編『國民經濟的管理体制・改革的若干理論問題』56頁、陳吉元、馬長山「社会主义經濟管理体制」『建国以来政治經濟學重要問題爭論』（前掲書）381頁、蔣一葦「中国工業管理体制改題」于光遠他著『工業經濟与企業管理』11頁。
（11） 白宗福・何盛明・梁尚敏「財政在國民經濟中的地位和作用」『論財政制度改革——第4次全国財政理論討論會文選——』中国財政学会編、51頁。

国家の統一集中管理の下にあった生産・流通・財政収支の相互連関体系とそれを支える利潤上納制度は本来ソ連モデルを普遍的社会主義建設方式として移入したもので、前期的中国官僚制度と結合して経済発展の“病根”となったとし、企業の自主権にもとづく独立採算の確立——企業による原価計算・企業内減価償却・社内留保利潤の実現——による分権的経営管理方式に転換した。上納利潤に対して企業に留保された利潤は生産発展基金、従業員奨励基金、福祉基金として、企業自体の拡大再生産のための生産財需要、労働者の消費財需要を企業の生産性ののびに応じて形成する。この利潤留成の他に国家への利潤上納請負額を国と企業が契約し、契約額を上まわる増加分を国と企業で一定の比率に取得する利潤請負制(「利潤包幹」)が形成、更に利潤上納方式を企業税納付にかえ、企業はその販売総額から国家へ幾種かの納税として企業収益の一部をおさめれば残部はすべて企業の自主的決済に委ねられるようになった。各個別国営企業は、原価を低める技術革新の導入、経営管理の合理化を通じて蓄積、拡大再生産と従業員追加ボーナスと福祉増進の可能性が与えられる。企業努力、労働者就業に対する積極性開発が企業収益を増大、税收増大によって国家が、企業蓄積増によって企業が、奨励金+福祉設備(主として住宅)増によって労働者が三者利益を得、生産力構造の近代化・社会的蓄積の増大を通じて中国社会主义經濟の発展・民衆の富裕化に貢献する、とする。この企業の自立的刺激システムは国家の企業財務管理の分権化、技術革新・設備拡大資金の銀行有償融資システムへの転換によって完成される。これらをふまえて経済政策基調の転換は、国家による直接的行政司令型集権の計画モデルから、価格・市場・金融など「経済槓杆」を利用する(計画指標を直接おろす基幹産業に対する基本司令以外)間接的調整誘導型計画性モデルへの転換を意

注(12) 四川省財政科学研究所「独立採算、国家征税、自負盈虧是国営企業財務体制改革的方向」,前掲書,102頁。

(13) 石毓符「論中国現段的經濟採算制度」『建国以来經濟核算論文選』15頁。

(14) 孫治方『社会主义經濟的若干理論問題』202頁。董輔礪「經濟利益,經濟槓杆和經濟組織」『大転変中的中国經濟理論問題』109頁。劉国光・沈立人「中国經濟發展中計画与市場問題——正确处理計画与市場關係的原則和要求」劉国光主編前掲書,512頁。

(15) 藤本昭,河地重蔵,上野秀夫共著『中国經濟——調整と改革』102頁,105頁。

(16) 孫尚清「提高企業管理水準,是实现四个現代化的重要環節」人民出版社編集『社会主义企業管理』14頁以下。「社会主义經濟效果的几个問題」『經濟与管理』178頁。

王洪「毛沢東思想の繼承と發展」『北京周報』No.52,1983.12.27,“新たな發展”の部分の1が四つの近代化による社会主义建設を全面的にすすめる全般的任務,2が中国の特色をもつ社会主义建設の道を歩む,で「国営經濟の主導的地位を保つ前提のもとで多種類の經濟形態が合理的に配置される所有制の構造をつくりあげ,農業面で集団所有制と生産責任制の結合を実行し,計画經濟を主とし市場メカニズムによる調節を補助とする原則をつらぬく,がそれである」,3は社会主义社会における主要矛盾はもはや労働者階級とブルジョアジーの矛盾ではなく,人民と国家の日ましに増大する物質と文化面での必要と立ちおくれた社会生産の間の矛盾であることを明らかにした1956年第8回党大会の正しい論断を毛沢東はのちにくつがえして,「階級闘争をカナメとするスローガンを打ち出し,社会的生産力を發展させ,社会主义經濟建設のテンポをはやめるという中心課題をおろそかにした」と指摘,第11期三中全会コミュニケがその社会主义社会に適合しないスローガンを停止し,科学的見地から党と国家の活動の重点を社会主义現代化に移すという戦略的な決定を行った,とした。これは毛沢東が間違ったものを是正したものであり,毛沢東思想を大きく發展させたものである」と。

ここに旧来の中国社会主义建設理論に対する第11期・第12期三中全会における現代化・經濟改革の論理の連続性と新展開の解明が与えられている。

味し、展望する。

“展望する”と規定する所以は、初期集権モデルを更に「国家直接経営型」として生産組織を行政機関が管理支配の下に強め、非効率化した具体的条件として、現代社会主義経済諸国に共通する、産業構造の後進性に対処するための社会主義的工業化・国家の集中的投資を背景とした重工業優先投資政策採択の“必然性”に加えて、中国独自の前近代的官僚組織の歴史的 성격（鄧小平）があるからであるという二重の限界があったからである。従ってその集権的司令型モデルの分権的誘導型計画性モデルへの転換が中国国民経済計画化方式として基本的に採択されても、それを実態として担う中国経済に実在する産業構造は歴史的規定の下に、それをシステムの作動させる条件を必ずしも有してはいない。先に採択された政策基調が紅と専の間に揺れ、かつ試行錯誤として批判されつづけ、集権モデルの中でその支柱を動揺させたのも基本的には、この中国経済を社会主義的計画経済モデルに指定できない再生産論的限界的条件によった。そのギャップを正視し、それを経済発展の過程の中で一定期間（21世紀の初頭まで）に解消し、正常本来の社会主義的再生産軌道にのせようとするのが今次経済改革・四つの近代化の目標であり、内実であるから、その達成を待つことなしに“計画化の槓杆としての市場”を機能させることには困難がある。

このことは、中国における全人口の85%が農村地域にあり、商品化率30%以下の半自給・自給経済の下で国家の必要とする農産物を生産・供出、後述する農業生産責任制の普及を媒介として生産量を増大し、社会的分業が進化し、商品流通が公社、県、省をこえて実現するようになった現実、資本主義経済が歴史的に成立した時点で前提とした統一国内市場の形成を今日歴史的に成立せしめるという構造的条件をどのように理論的に整理すべきであり、かつ政策内容を規定すべきかという課題を、中国社会主義成立の原点にたち戻って提起することを意味する。ここにこそ「建国以来の党の若干の問題についての決議」の公表にかけられた今次政策転換・経済改革の論理の本質があり、独自性追求が前段階までの政策選択をめぐる支柱変動と基本的に異なる性格がある。この「歴史的決議」による社会主義建設理論批判、「戦略論」と「国民経済の構造的改革と計画化方式の現実をふまえて検討すべき政策決定論」との混同に対する反省と批判が、文革理論のもたらした混乱と停滞から逆算論証される論題と関連して、極めて深刻に中国各界でうけとめられていることを注視することなしに、中国の政策選択のわれわれの予測をこえた展開を理解することはできないと考える。農家による“分散経営”と集体による“統一経営”の結合という家庭承包連産計酬のもたらした股份による民間蓄積も、外資合弁による国家資本主義体制も然り、「中国独自の社会主義的経済発展」なる新共通課題の内実を解明するかぎもここから引き出される。現存する社会主義諸国の経済改革のシステムの計画化の課題をひきつぎながら、それを実現するための具体的条件としての産業構造の近代化と企業の合理化・最適規模化への専門化・連合化に対して損益自己責任制の確立が不可欠の条件である以上、その歴史的課題は政策転換後の内実の課題としてみたまなければならぬ。

集体的小規模生産（地方では国営企業といえども極めて小規模なものが多数存在する）の集団経営に対して、後述するように生産手段（土地を除く）・流通手段に私有を容認され、契約保証により自由市場と連携した個人経営が農村に支配的となった家庭承包連産計酬→専業戸のケースとは別に、都市でも少数（現在7人）の雇傭者をふくめて工業・商業・サービス業に多数出現して、技術革新導入・経済発展の担い手と容認されたのである。〈本論旨はアジア政経学会第37回全国大会・創立30周年記念大会で報告：「中国における企業管理制度改革と『生産責任制』」（1983.10.29）〉。

2. 農村経済体制改革に先行した家庭承包連産計酬の普及 と人民公社組織の変化

前述の如く第11期三中全会コミュニケの農村に対する公式展開である「農業の発展をはやめる若干の問題についての中共中央の決定」（1979.9）が、すでに人民公社の本来の機能を保証する措置として党組織の政治的指導から相対的独立の保証を指示していたことは注目に値する（政社分離）。

これは、生産組織の行政機関からの分離独立・自主権確立による企業単位の損益自己責任制の確立方針が人民公社では各級生産単位にそれぞれ適用され、無償労働調達や上級の、結果的に生産の停滞・妨害につながるような一方的指令を排除して農業企業としての独立採算単位・生産単位である生産隊、工業企業としての社隊企業自体の企業内蓄積を可能とし、農民労働の保証・価値実現配分を通して生産量（生産意欲増大による実質的投下労働の増大もふくめて）の相対的・絶対的増大を実現する目標をもっていた。集団経営は灌漑施設などの大型土地水利事業の創設など土地生産性の増大・安定に役割を果たしたが、「労働蓄積」と呼ばれた一連のシステムは農業生産性の低位な段階では農民の側からは還付なき上級からの強制労働・非効率な集団労働による浪費として生産意欲の阻害を引き起した。機械化なき規模の拡大と集団労働投下は粗放的で非効率（“大呼隆”）、期末に計算される労働点数制は、社会的分業・労働生産性の高度化に各生産部門間の具体的有用的労働の共通簡単労働への均質化を前提とする実質投下労働量の平準化とそれを反映する社会的条件に欠け、かつ非公正な点数配分・記帳も多く、かつ悪平均主義（“大鍋飯”）⁽¹⁷⁾でもあった。本来社会主義経済（第一段階）に実現する「労働に応じた分配」は決して個別集体企業別の生労働の申告投下量に照応する分配のことを指してはいない。⁽¹⁸⁾マルクスが『ゴータ綱領批判』⁽¹⁹⁾で指摘した前提には古典的命題によって成立した社会主義経済があり、個別的に労働者の投下した労働量は前述の“社会的条件”の下で間接

注（17） 林子力「経済体制改革若干理論問題探討」『人民日報』前掲紙、林子力主編『連産承包制講話』（「連産承包制和中国農業の通路」の題目で1983年2月8日から「中国農民報」に連載された論文を一部修正して出版）4頁。

（18） 張問敏「按勞分配」『建国以来政治経済学重要問題争論』前掲書、308頁。薛暮橋「社会主義社会的按勞分配制度」（上海市労働局辦公室資料組編『建国以来按勞分配論文選』上冊9頁）集体所有制經濟中的按勞分配制度。徐節文『論按勞分配』185頁、266頁。

（19） カール・マルクス「ゴータ綱領批判」『マルクス・エンゲルス全集』大月書店、第19巻17頁、18頁、19頁～21頁。

企業自主権・損益自己責任制の確立と農村における生産高連動請負制

的に実現される平均的労働に基づいて還元・分配されるべき条件，生産の社会的性格と分配メカニズムが前提であったが，公社システムはそれを欠落させていた。公社成立の基盤をなす農業政策は農業における生産物余剰の拡大・循環——農産物商品化の進展を修正主義的方向として認めず，公社内の労働は社会的平均労働に還元・分配されえなかった。

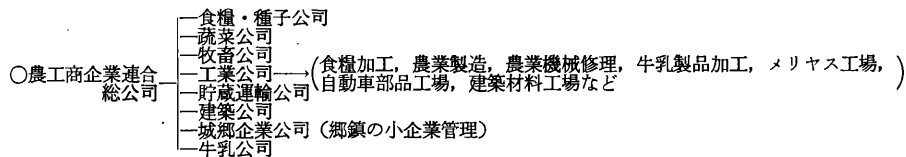
公社における郷人民政府と生産組織の分離後は，公社・生産大隊・生産隊の一級・二級・三級という上下の従属的「隸属関係」を廃止して平等互惠・商品交換のそれぞれが合作経済組織として機能するようになり，又発展に応じて三級から二級，一級と集体所有の管理規模を拡大することをせず，生産発展の状況に応じて種々な連合経済組織や合作経済組織を形成する。更に従来の地縁的限定性をこえて，生産隊，生産大隊はおろか人民公社のわく，県，更に省をこえてでも集体経済，農民個人所有の資金，労働力，技術を連合して新しい合作経済をつくる事が出来るようになった。これはのちに述べる専業戸の形成を背景に技術的連携連合組織の発展を可能にし，更に原料を加工生産・販売のわくを一公社をはるかに超えた規模にひろげるとともに，流通市場の拡大は新たな生産物需要の増大・商品化の進展として農業生産にフィードバックした。

政社分離後，合作経済は次のような類型をもって展開した。

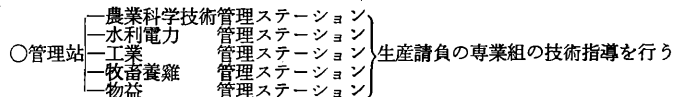
- (20)
- (1) 社隊工業企業が拡大し，公社集体経済所得の多くをしめ，農業部門に投資をまわして機械化・化学肥料や農薬の適切配置を実現し，都市周辺の多種作物需要をひかえて国营市場と計画的販売契約を結び，コンスタントに安定した農業生産をすすめている公社では生産組織分離後の名称を農工商連合公司，経済聯合社とか人民公社管理委員会とかとして人民公社の看板をそのまま残す。北京郊外，上海市郊外などの大都市周辺の先進地帯はこの類型である。

注(20)「常熟社隊企業越辦越興旺農民反映労働致富有依靠」『人民日報』1984.2.18，人民公社所得の70~80%以上を社隊企業工業所得がしめる例を大都市のみならず，1982年5~7月にかけて長江沿岸の地方都市と連携下請けしている公社を数多く視察した。中には製品輸出を行っている社隊企業もあった。

(21)〔都市近郊公社改革事例〕北京市朝陽区双橋人民公社では郷人民政府と専業公司が分離し，新たに管理ステーションを設置。各専業公司毎独立採算で税も直接国家に納める。1984.7.3人民日報社の按排で訪中，見学した。



この他に総務課，財務会計課，農業経営課，労務・福祉課などが組織として存在する。



管理站も又契約請負制で，技術指導の効果に応じて専業組は管理站到指導料を払う。生産大隊は五つの郷にかえったがその統括組織として公社→農村弁公処と改称し，総務課，財務会計課，労務福祉課，農業経営課などをおき，月給制をとっている。尚工業，牧畜業は請負制でなくて月給制。牧畜業が月給制なのは工業化されて室内労働が多いため。“機械化が普及し比較的技术水準が高い”段階なので農業生産制の請負い主体は専業組・小組・農家の段階にわかれ，生産隊→専業組→小組→農家の連鎖となる。小組は労働力5人以上又は農家3戸以上で

(2) 経済発展の中進地域においては、生産大隊をなくし、生産隊を基礎として、或いは生産大隊の地域圏で郷人民政府に対する郷鎮経済組織を生産・流通の拠点として確立し、新たな合作経済組織を形成する。生産高請負制の進展・展開によって生ずる、生産隊、旧生産大隊のわく組をこえた新しい連合体(次章)の展開とその性格は、本来中国農村流通経済を支える点であった郷鎮の機能を復活・新たな商品経済発展の基地として対応する。その展開の仕方は地方の独自性によって規定される。又後述するように生産隊と生産隊との地縁的連合、生産隊など集体経済と国営経済の連合、地域をこえた(公社、県、省)連合などに発展して、新たな“農村経済体制改革”⁽²²⁾の内容を構成している。

このように、生産組織を専門化、社会化の方向で発展させる；農産物加工・販売をリンクして市場と結びつける経営形態をとる；国営商業ルートへの堅持を前提とし、郷鎮の農副産品流通ルートと集团的所有の購売買協同組合の連合機構など新たな流通単位として再生発展をはかる；など、公社組織の改革は地域によって異なり、最初に郷人民政府の看板をかかげて、行政機関から派遣され公社基金から月給をえていた幹部が生産組織から分離独立することから始められた。

これより先、三中全会コミュニケによる政策転換のあとをうけて、後進地域貴州省や安徽省の低生産力・政府農産物買上げ不能(農産物余剰なし)政府援助地域から生産力増大の契機として容認された⁽²³⁾联産承包⁽²⁴⁾が次第に拡大し、その生産力増大への農民の積極的参加と生産実績が公式に承認され、先進地域まで急激に波及するに至った。“政社合一”に対して人民公社の他の一大特色であった“一大二公”三級所有制の末端単位生産隊を独立採算の基準・生産単位とした集体経済が、統一計画、統一採算、統一分配による集团的農業経営によらず、それを構成していた農家に農業経営を契約を通じて請負わせる家庭承包联産計酬システムに転化した。生産隊は従来と同様国家の農業生産・買

グループ化して特定の業種の経営管理を行う。専門組は共同資金をもっている。収穫高、生産コスト、上納金額を請負い、超過分はグループ取得となる。契約は文書による。

農業労働収入 1983年1人1日最高9.3元、最低2.7元、平均5.9元。

1987年 食糧生産1亩当り 400kg 農民年取1人当り 141元

1983年 “ ” 600kg “ ” 520元

しかしこの公社内に年間所得10数万元戸の専門戸が成立したという(ききとり)。

総面積67平方キロ、耕地面積3,600ha、生産大隊(郷)5、生産隊(村落)60以上、労働人口29,000人(内農業生産15,000人、工業・牧畜業14,000人)

注(22)「天津農村人民公社体制改革全部完成」の記事をのせた「人民日報」はその社説「有領導有步驟地推行農村政社分開的改革」において、人民公社化(1958)以後の政社合一体制の欠陥をあげ、行政機関を郷人民政府として生産組織からきりはなし、社隊企業の生産責任制の発展の他にいくつもの基層設位を設定することは農村に多種類の経済様式と商品経済の発展に資する、と改革の成果をしめくくっている。

また同様に人民公社改革について中国農村開発研究センターは、成都で全国農村経済体制理論シンポジウムをひらき、理論研究担当者と改革実験部門の実務担当者130人が出席し討議を行い論点を確認した。「農村経済体制改革の問題について」(北京周報)No. 38, 1984. 9. 18.

(23) 欧遠方『安徽包干到户研究』27頁以下、124頁以下。

(24) 農村において農家単位に経営権を認め、生産手段土地の公有制の所有権と占有使用権の分離による生産物支配権を付与した連産承包制の普及は、農業生産を進展させ商品経済を拡大したが、当時の社会経済的状况下での戦略論の立場から再検討の要がある。

企業自主権・損益自己責任制の確立と農村における生産高連動請負制

上計画をおろす末端単位であるが、後述するように三段階を経て進展したこの農家に農業経営の自主権を認め、生産・分配の単位とするという転換は「公社」の本質規定に迫るものでもあった。

“政社合一”の分離・企業自主権による損益自己責任制の確立が憲法改正（8条・95条）に裏づけられた新政策・経済改革の論理であるならば、生産隊の構成員であった農民の所帯単位生産高連動請負制への分解波及は、生産隊単位の企業自主権保護確立を指示した政府当局の予測をこえた農民による、生産力構造の現段階に見合う経営方式の現実的選択であった。

前者は現代社会主義経済が工業化を達成して“前期的社会主義段階”と訣別期を迎える“経済改革”の一般的パターンに収斂されるが、後者は人民公社組織における“生産手段の公有制の必然的結果”として認定されてきた“集団的大経営と集団的労働組織の直接的社会化”と形態的に対立する個別農家の自家労働による家族労作的小経営を経営単位とする小生産であり、土地とそれに固定化された水利など諸設備を除く農業用固定資産・流動資金の私有を容認する点で極めて特徴的であり、社会主義経済の下では位置づけを必要とする“画期的”展開である（“包干到戸は単干であるか”）。

中国農村に農家単位に生産を請負わせ、余剰分を農家に取得させる生産責任制は新しいものではない。集団労働とは別途に自家労働を自留地に投下して生産した生産物を自由市場で売り、各農家の収入とする仕組みとともに、1950年代後半の急速な集団化のあとにあって、「三自一包」として⁽²⁵⁾ 推定され、右派批判——大躍進政策採択により修正主義的指向として全面的に否定された。しかし今日支配的に中国農村に普及するに至った家庭承包・連産計酬はその単なる再現ではない。

1980年から急速に農村に普及した農業生産請負制は、生産隊の下の作業組単位の請負、副業などの農民個人の請負、生産隊のわくをこえる同一種目を生産する農民グループの請負などの形態があるが、全体の90%をこえる基本的形態は、農家世帯単位生産高連動請負制である。その形成と展開の具体的形態についての研究はすでに多く出されており、かつ本論文の対象ではないので割愛するが、論旨の展開に必要な形成過程の論点だけは指摘・確認しなければならない。⁽²⁶⁾

A 農業生産請負制の初期的過渡的段階（第11期三中全会コミュニケ1978.12以後1980年末まで）

人民公社の三級所有である生産隊の統一指導・統一計画・統一採算・統一分配の下で、作業組・農家・又は農民個人が作業項目の量と質に対して責任を負い、労働点数にもとづいて報酬を計算する（包工制）生産量と連動しない定額請負制。

注(25) 劉洪礼、呉海『農業生産責任制』は極めてよくその種類と内容と意義を説明している。各省別にそれぞれその契約内容規準の小冊子を発行している。林子力主編の前掲書（1983.6）の他、林子力『論連産承包制——兼論具有中国特色的社会主義農業發展道路』（1983.9）に理論的本格的に展開されており、主としてこれらによった。この中に収録されている二論文は「人民日報」（1982.8.27）掲載の「論“標準産量”——連産承包責任制的分配形式——」及び「再論“標準産量”——連産計劃分配形式的進一步探討」（「人民日報」1983.2.16）と同論旨のものである。

(26) 座間紘一「最近の中国の農業協同化理論についての一考察——林子力の所説によせて——」（「東亜経済研究」第49巻1・2号所収）、近藤康男・阪本楠彦『社会主義下蘇える家族経営』、山内一男「農業生産責任制と中国社会主義」（「経済志林」第50巻第3・4号所収）、川地重蔵「中国の『生産責任制』と社会主義農業」（「経済学雑誌」第84巻4・5号所収）。

もう一つは前者と同様生産隊の統一採算・統一分配を前提として生産請負者(組・農家又は農民個人)が生産隊から割りあてられた耕地・肥料・種子・農具の使用の下に生産項目の最終成果である生産量に対して責任を負い生産を行う(包産制)生産高と農家所得が連動する生産請負制。

この両者に共通するのは、旧来の集体経済の基盤の上にあること、しかし生産請負組織化を通じた合目的効率的生産指向と“事実上投下労働に連動しない労働点数による分配”からの脱皮の芽がみられること、である。これは生産の量と質、実質的投下労働量と農民分配を相関させようとするとともに、生産に対する行政機関、党委員会の恣意的支配からの独立、生産単位の自主権の確立を展望する。超過生産に対する奨励金加算も同様で「経済改革の論理」上にある。

B 地域別に生産請負責任制の種々な形態が発展し定着した段階(1981)

農業生産力が低位で、食糧国家買付不能であるばかりでなく、自給もできない安徽省や貴州省などの後進的な地域から普及し、地区が容認して生産高増大の実績が認められてから急速に全国的に拡大したAの二者に加えて新たな類型が形成される。生産隊は所管農家の人口(消費者家族)及び労働力を調査し、その比率にもとづいて生産隊所有の耕地を各農家に割りあて、農家と“請負生産量(又は額)、請負労働点数、請負生産費、請負生産量を超えた場合の賞罰と方法”を文書にして契約を結ぶ。請負い部分にかかわる生産物について、生産隊が統一的に採算、分配を行い、目標量の超過分、又は不足分については全額又は一定比率を報奨として与え、不足の場合は弁済させる形態が進化し、請負い農家が採算単位として生産隊に責任を負って契約を結ぶ“農家単位生産高連動請負制”となる。又生産隊に対して耕地を請負う責任制に対して、耕種(食糧・蔬菜)、養畜・果樹・副業生産など業種別専門請負責任制が先進地域に成立する(包産到戸)。

C 所謂「分散経営と統一経営の結合」としての安定定着した農業生産責任制の典型的形態“包干到戸”が全国96%以上普及。耕地・水利灌溉施設などの基本的労働手段の生産隊所有——公有制を確認・前提とした上で、人民公社組織三級単位の生産隊が国家の生産計画伝達・遂行の実現単位——公共蓄積・地域福祉担当単位——として、当該地区の各農家の人口・労働力数に応じて耕地面積・大農機具などを各農家に割りあて、生産契約を結ぶ。

割りあてた同一耕地を当該農家が長期間(現時点では15年間)占有耕作する権利を保証した上で、生産隊は国家計画の品目別生産数量の割りあてを各農家におろし、生産契約を文書でとりかわす。各農家は耕地の作付、生産方法など経営上の一切の権限を取得・行使して生産を行う(生産資金・流動資金の性格については後述)。年間総生産粗収入の2.93%を国家に税として、6.55%を生産隊に公共蓄積基金・福祉基金に上納(1983年実績)した後は全額農家が取得して、その中から請負生産量を国家に規定買上価格で売り渡す。超過分は国家により高い超過買上げ価格で販売することも、自由市場に自由変動価格で販売することもできるので農民はこの超過分の品目別数量別販売量の増加を目標に、より集約的生産に刺激され生産量の飛躍的増大を実現してこのシステムの本

額を示した(16頁第1表ハ項参照)。

人民公社組織の“集団所有・集団経営”の下のみならず、土地国有の国営農場にも生産請負制が普及した。集体承包(組が請負主体)、分戸承包(農家)、承包大戸(農家請負分十農場の余剰耕地の請負などの類型があり、労働力を他から雇用し商品化率も高い)などの類型がみられる。⁽²⁷⁾(形成過程については倪心一「世帯単位のプロダクション請負制について」(編集代表近藤康男『農村と都市を結ぶ』No. 390)参照)。

3. 専業戸・重点戸の輩出条件と新連合の形成

28の省・自治市及び自治区(チベットを除く)1983年初期の統計は、全国農村において専業戸・重点戸が1,600万戸に達し、それはこれらの地区の農家戸数の9.4%、9月には10%を超えたと報じられた。⁽²⁸⁾そのうち遼寧省、山西省、江西省、天津市などは特に早く、遼寧省ではこの“両戸”は132万戸、純農家の4分の1を占めるに至ったという。又同報告によれば、その中で養殖(養畜)業への参加が多く、とくに資金が少なく効率高く、生産量が増大して商品化率を引き上げ、国民経済発展に多大の貢献をしたこと、糧食専業戸の増加はますます請負耕地を挙げ、効率的経営を行った結果、山東省諸城県では従来24万人必要とした労働力が17万人でよくなり、大量の耕地が糧食専業戸に集中した。山西省の糧食専業戸・重点戸34万戸で農家の6.5%をしめるが、その耕作請負地は全省の糧食田面積の13.7%をしめる、とされている(人民日報)。

生産高連動請負制の普及の第二段階としての蓄積による専業化傾向(後述)は、通常家畜家禽飼育、茶、花卉、蔬菜、糖蔗などの養畜・経済作物育成及び農産物加工など副業生産で、生産隊から割りあてられた狭い耕地を余剰労働力を使って労働集約的に利用し、自由市場で需要の多く換金しやすい部門から始った。

生産隊所有耕地面積と所属労働人口(消費家族数)の関係は地域によってまちまちであり、1労働人口当りの耕地面積は不定で一般に過小である。1農家に対して7畝の責任耕地、労働力2人、家

注(27) 燕璞・孫文郷「対三種承包類型調査」『中国農墾』1983.10月号8頁。

易殿「国営農場生産関係的調整」『中国農墾』1983年11月号10頁。「完善経済責任制」, 宗志栄, 張居正, 馬方信「一個家庭農場的調査」同上5頁。

現在国営系の農場は2,070(内部にある工業企業6,700, 商店約2万軒), 1983年工農純生産額130億元(農57%, 工43%)。第11期, 三中全会コミュニケ以後利潤上納しなくてよくなったので赤字が解消した。企業自主権の確立により多角経営化し所得は急増, 分配のしくみも変わった。等級賃金制→(基本給+奨励金)→奨励賃金制(基本給80%+計画達成に応じて支払う)→基本分がなくなり生産量と分配が連動→大包子, 人民公社の下での生産請負制と同じしくみとなり賃金制はなくなる。農家は国営農場と1. 何をうるか, どの位国営農場に販売するか, 数量3. 利潤・税・管理費総額を文書で契約する。契約以外は自主経営。

(28) 「人民日報」1983.9.27. 安徽省では82年に96万戸が83年には140万余戸となって全農家の14.8%に達した。天津, 山西など12の市, 省, 自治区の統計では専業戸のうち耕種34%, 養殖業32.5%, 加工業11.7%, 商業, サービス, 運輸など13.6%となっている。(「人民日報」1983.12.12)「扶持商品糧専業戸健康発展」『人民日報』1983.11.24。

族数6人などという典型的形態では、労働力の再生産さえ困難であるが、養豚のために耕地を全部飼料畑とした広東省恵阻県瀝林公社布心大隊古庄生産隊社員陳云輝さんの場合はそれで151頭の豚を育成して年間4万余元の収入をえることができる。責任田僅か3.8亩の割当しか与えられなかった河北省正定県兆通公社南石家庄大隊の侯俊嶺さんの場合は家族数8人、労働力6人で4頭の乳牛、6頭の乳羊、5頭の豚を飼い、農業及び副業収入7,000元、そのうち乳牛乳羊収入が6,300元余をしめた。現在の乳牛乳羊の価値評価は13,000元で、“富の蓄積”は実現された。牛の交配料1回100元で年間1万元、養鶏450元、農業収入2,160元の合計12,610元のうち純収入は7,610元で1人1,268元をえた河南省滑県八里宮公社紅衛大隊の劉万軍さんの場合は、養畜の急速な進展に激増する優良品種交配需要にフィットした。受胎率75%、3ヶ月保証ということで万元戸となる⁽²⁹⁾ところである。

新例1982年6月4,200羽の養鶏をやって純収入1万元余をえると共にこの鶏糞で12頭の豚をかい、82年段階の鶏、豚、その他の生産諸手段の見積り純価格は蓄積分とも18,000元となった。そこで

注(29) 中国農村発展研究中心資料室編『農村專業戶勤勞致富一百例』(1983.10)人民出版社が全国20余の省、市、自治区から典型モデルの提供をうけて編輯した。河南省委政策研究室編『勤勞致富一百例』(1984.3)(三中全會以後の農村における聯產承包責任制の展開と經濟自由化政策は、農村に大きな変革をもたらしたので、河南省の專業戶、重点戶の經驗交流会や巡回報告会を行った結果それをまとめた)。

農業出版社編『農村專業戶列伝』I, 1983.11.万元戸ともなった專業戶の出現は偶然ではない。三中全會以後のこの発現はしかし集體經濟の統一經營の継続の上に新しい問題を提起した。「專業化帶來了生產高水乎——上海縣新徑公社沈家宅生產隊の例——」(「人民日報」1984.6.13) 新たな商品流通組織をどのように發展させたらよいか(購買・販売)、農村金融の仕組み、広大な農村市場の情報提供、集鎮と市場管理システム、財政稅收工作、国家、集体、農民の關係、農村と都市の連関の促進、變化する需要のマーケットリサーチ、などである。

「抓好体制改革推進經濟建設」——加速商業改革 疏通流通渠道(六屆全國人大二次會議)「人民日報」1984.5.24.

「大量吸收農民入股 農民成為供銷社股東」

「責任田要大穩定小調整」(「人民日報」1983.10.26)

「自營專業戶是新型個體經濟——農村經濟的多樣化した發展(論說委員)「人民日報」1984.6.24.

「專業戶聯合體」の形成——湖北省洪湖縣“きのこ”生産。

韓元欽・殷学美「我國社會主義農業發展道路的重要突破」(「人民日報」1984.2.22. 林子力「專業戶是社會化農業的雛型」『聯產承包制講話』95頁以下、及び103頁以下。

國務院發布「農副產品購銷合同條例」同「工礦產品購銷合同條例」(1984.1)「人民日報」1984.2.10.

國務院關於進一步擴大「國營工業企業自主權暫行規定」(1984.5.10)「人民月報」1984.5.12.

「四個專業戶帶起四個專業村」(「人民日報」1984.7.

「中共中央關於1984年農村工作的通知」(1984.1.1.)——「当前農村經濟政策的若干問題」1983.1.1.の1年後そのあとをうけての発表、新しい事態に対して説明を加える。

生産高連動請負制を安定化させ、よりよくして農家經營の基礎の上に生産規模の拡大をはかり、經濟効益を高める。

① 土地請負期間を延長し15年以上とし農民の投資の増加、地力の培養、集約經營の実現を保證する。自留地、請負地は売買できない。又宅地化、非農用地化できない。

② 農民と集体的資金の自由な流動を地区の制限なくみとめる。農民の各種企業への投資及び投資の配当所得、資金の集中が生じるが、国家は各種企業の連合を支持し、投資者の權益を保證する。

③ 農村内雇用問題——「当前農村經濟政策的若干問題」に示された原則を継続する。

④ 專業戶の出現——は農村發展の新しい事態であって積極的に支持する。專業戶、專業隊、專業組は商品生産を發展させ促進させる積極的役割を有する。“統一經營專業承包、包干分配”は合作經濟組織なのである。

⑤ 政社分離後旧公社が經濟の実態を充足していればその經濟組織を十分に發揮し、力量が十分でなければ実状に応じていろいろな形式の經濟連合組織又は連帶組織をもって專業合作經濟組織を機能させる etc.

企業自主権・損益自己責任制の確立と農村における生産高連動請負制

この山西省河津県峻嶺大隊社員紫成存さんは1982年に請負責任田を生産隊にかえした。自留地と口糧田は弟と妻の父が代って耕し、他の全員が養鶏事業に専従するほか2人の労働者を雇っている。このケースは、専業戸・重点戸の形成に示唆的である。特定の1ないし数種類の生産に従事することによって、多額の収入をえられるようになった農家は、その労働力のすべてをその業種に投下することが最も有利であることにより、農業の社会的生産の分担分である責任田での国家供出のための農業労働を辞退する“責任田返還”を行う。連産包承制の地域的ケースでは1農家当りの請負耕地が狭小なので、請負耕地の返還が相次ぎ、ある地方では耕地が荒地化するおそれも出てきたという。更にこの場合、家族全員の食糧は口糧田と自留地で家族の一員によって再生産されているが、完全に専業化した場合は口糧田ももたず、食糧を販売収入から貨幣で購入するというケースにまで発展し、完全に商品生産が成立する。又食糧を購入する場合政府は専業化を保護するため、自由市場価格より低い国家へ販売する価格を保障しているので、糧食が国家の買上げ、超過買上げを通過しないで農村に流通する形態がコンスタントに生ずることとなった。これはあとで述べる商業・運輸など脱農民化した専業戸の大量形成にそのままひきつがれる。

以上のような専業化の進展は他方で糧食生産の専業化傾向をみうみ出す。吳碩の「糧食行業応転向経営型」によれば1983年に糧食商品市場に大きな変化が生じた。国家はすでに糧食の買上価格を引上げた(1979年)が、更に国家の糧食買上計画達成後の余剰部分を一律に開放し、国営企業、集体企業、個人経営、単独経営又は聯合経営のいずれでも市場に参加できるようになった。農村の供銷合作社は糧食商品購買の任務に服することができ、多種多様な糧食商業も成立した。

このような糧食市場の一部開放は、糧食専業戸の急速な発展をうながす。本来請負農家は総生産物中農業税と集体保留を除いた全量を取得するが、そのうち生産隊との契約量を国家に「買上げ価格」で売り渡せば、あとは超過供出(割り増し価格)でなく、糧食市場により高値でどんどん販売できるからである。たとえば江西省波陽県鵝鵲湖墾殖場春前分場白頭湖生産隊の由廣生さんは家族6人、労働力5人で請負水田53.4畝、請負生産量43,400斤。年末実収稻69,500斤、超過達成26,100斤で口糧、たねもみ、飼料を差引いて62,697斤を国家に販売した。国家は計画以上の糧食を獲得、農民は超過割り増し価格分もいれて農業収入6,369元、外に副業収入3,810元を加えて10,176元となった。このような優良経営の農民は、前述のような辞退責任田を生産隊より追加請負いし(生産隊も生産性の高い経営に請負わすことがより多くの国家売り上げ、集体保留をうむので望ましい)経営規模を拡大する。江西省南昌市南新公社大港大隊第14隊の熊炳其さんは家族数10人、労働力6人38畝の責任田を耕作割当てられたが、他に生産大隊総合場の89畝の水田と23畝の畑を請負った。大隊総合場は従来17名の社員が集団耕作していたが、働いても働かなくても分配は同じであり、毎年3,400元余の資金と農繁期には生産隊が200人から300人の労働力を援助に送りこんだ。しかし承包後は2頭の水牛と14馬力のエンジントラクター、打穀機一台で年間合計100人余の労働力を入れて1年請負指標

14,087斤の糧食生産を果たし、1,700元の蓄積を実現した。そこでこの請負農家の実績によりこの農家が127畝の水田と23畝の畑を耕作することになったという。経営規模拡大——糧食商品経営型専業農家の形成の一つのパターンは、集体経営の残存分をそのまま特定の農家に請負わせる(生産隊全耕地の生産量増大)ものである。一きよに増大する経営耕地に対して生産隊内余剰労働力をも投下、労働に応じて総収入の中から貨幣で報酬を支払う。その労働力提供者は同じ生産隊内の零細耕地請負農家の家族など地域の潜在的過剰人口で、耕地を請負配分する生産隊はその追加請負いに出した耕地部分を細分化して多くの農家に請負わせるよりも、効率のよい有能な専業農家に請負わせる方が総生産量大(農業税大、集体蓄積大)国家買付分をこえる余剰分大により地域流通糧食の商品化がすすみ、専業農家一般の食糧が補給され、零細請負農家の不足分を労働提供の報酬によって補てんできるので国家・集体・個人の利益が一致する(社会主義の命題とされている)として高く評価されることになる。

糧食に限らず耕種農業による専業農家規模拡大の一般パターンは、前述したように、生産隊所属農家数に対して耕地総額が少なく、一農家当りの請負耕地が過小である場合、篤農家の一部は養畜など耕地少なく労働集約的作業によって所得がえられる業種にすすみ、更に自ら製品を運搬・自由市場で販売して総合的高収益をあげる。そこで責任田を生産隊にかえし、口糧田のみを保持するか或いは口糧田も返還する場合まですすむ。するとその生産隊に耕地がかえってくるので、その分を

第1表

| 項目 年次 | イ 農工総生産 | | | | ロ 農産物播種面積 | | | ハ 主要農産物生産量 | | | ニ 主要作物 | | | |
|----------|--------------|----------|-----------|-----------|-----------|----------------|-----------|---------------------|----------|----------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| | 指数 1952年=100 | | | | (15畝=1ha) | | | (1斤=0.5kg, 1担=100斤) | | | 単位面積当り収量 | | | |
| | 生産額 (億元) | 総生産 % | 農業生産 % | 工業生産 % | 総面積 万亩 | 内 食糧作物 % | 経済作物 % | 食糧 億斤 | 棉花 万担 | 油菜 万担 | 稲 ha当り kg | 小麦 ha当り kg | 棉花 ha当り kg | 油菜 ha当り kg |
| 1949 | 466 | 56.3 | 67.4 | 40.8 | — | — | — | 2,263.6 | 888.8 | 5,127.0 | 1,890 | 645 | 158 | 488 |
| 52 | 810 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 211,884 | 87.8 | 8.0 | 3,278.3 | 2,607.4 | 8,386.3 | 2,408 | 735 | 233 | 503 |
| 57 | 1,241 | 167.8 | 124.8 | 228.6 | 235,886 | 85.0 | 9.2 | 3,900.9 | 3,280.0 | 8,391.9 | 2,693 | 855 | 285 | 383 |
| 58 | 1,649 | 221.9 | 127.8 | 353.8 | 227,992 | 84.0 | 9.1 | 4,000.0 | 3,937.5 | 9,539.0 | — | — | — | — |
| 60 | 2,094 | 279.3 | 96.4 | 535.7 | 225,863 | 81.3 | 8.6 | 2,870.0 | 2,125.8 | 3,881.0 | — | — | — | — |
| 62 | 1,504 | 173.0 | 99.9 | 275.9 | 210,343 | 86.7 | 6.3 | 3,200.0 | 1,500.0 | 4,006.6 | 2,340 | 690 | 218 | 360 |
| 65 | 2,235 | 268.3 | 137.1 | 452.6 | 214,936 | 83.5 | 8.5 | 3,890.5 | 4,195.5 | 7,250.7 | 2,940 | 1,020 | 420 | 600 |
| 75 | 4,467 | 616.2 | 202.1 | 1,216.4 | 224,318 | 80.9 | 9.0 | 5,690.3 | 4,761.6 | 9,041.5 | — | — | — | — |
| 78 | 5,634 | 779.0 | 229.6 | 1,598.6 | 225,156 | 80.3 | 9.6 | 6,095.3 | 4,334.0 | 10,435.8 | 3,975 | 1,845 | 443 | 720 |
| 79 | 6,379 | 845.2 | 249.4 | 1,734.4 | 222,715 | 80.3 | 10.9 | 6,642.3 | 4,414.7 | 12,870.7 | 4,245 | 2,138 | 488 | 870 |
| 80 | 7,077 | 908.6 | 259.1 | 1,887.0 | 219,569 | 80.1 | 10.2 | 6,411.1 | 5,413.4 | 15,381.1 | 4,133 | 1,890 | 548 | 840 |
| 81 | 7,580 | 950.4 | 276.2 | 1,964.0 | 217,736 | 79.2 | 12.1 | 6,500.4 | 5,935.2 | 20,410.4 | 4,320 | 2,108 | 570 | 1,073 |
| 82 | 8,291 | 1,033.1 | 306.6 | 2,115.7 | 217,032 | 78.4 | 13.0 | 7,068.5 | 7,196.9 | 23,634.6 | 4,878 | 2,449 | 617 | 1,372 |
| 83 | | | | | | | | *7,745.5 | *9,274.0 | | *5,096 | *2,802 | *763 | *1,168 |

出所 国家統計局編『中国統計年鑑』1983。*のみ中国経済年鑑編輯委員会編『中国経済年鑑』1984。

企業自主権・損益自己責任制の確立と農村における生産高連動請負制

より効率的に耕種経営を行っている専業戸に追加請負わせ、その経営規模が拡大する結果となる。

農家の専業化は更に進展し、農産品加工による農工商兼営（安徽省嘉山县委政策研究室）、製糖（河南省信陽市五星公社大拱橋大隊第15生産隊）、動物毛皮飼養加工（河南省寮陵県黄崗公社付堂大隊）、竹編み製品加工販売、家具、衣類など消費財の副生産の専業化から運搬用車種の教材加工、鑄造などの小工場を専業経営するケース、12馬力ディゼルエンジン7台、24馬力ディゼルエンジン2台、電動機12台、金剛機4台他を装備する（吉林省梨樹県白山公社友誼六隊）のもあり、湖北省蒲圻県揚家嶺郷では石炭採掘という資源生産部門の承包専業戸が成立した。耕地の少ない山地地帯の場合焼石灰の採取生産を集体経営より効率的に実現した河南省伊川県辛坡公社白窯大隊では、全村30余戸が参加し、生産、輸送を分担している。そのほか家庭農具修理工場、農産物加工から激増する養畜業に対応して飼料生産専業化するものもあり、飲食店、商店、サービス業など広汎な業種にわたり、専業戸が成立するようになった。⁽³⁰⁾

これは一種の脱農化現象であって、特に高所得を実現した専業戸の多くは耕種農業のいわゆる農家よりすでに述べたような茶の加工、葉草きのこなどの栽培と養畜をくみあわせ、運搬業を兼営し、自ら販売又は委託販売をすることで大きな収益をあげている。これらは農村の商品経済の拡大、社会的分業の進化の担い手として、又農村経済建設に貢献したと評価する政府は、購買契約者双方の合法的権利を守るために「農副業生産物購買契約条例」(1984年1月末)を發布した。この条例は「法的に成立した国营農場・農村社隊企業、国が規定した農副業産品買入れ単位、合作経済組織及びすべての企業、事業単位等の法人の間に調印した農副業購買契約に適應する。个体経営戸と農村公社社員、重点戸、専業戸と法人の間に調印した農副業生産物購買契約もこの条例を参考にして実行す⁽³¹⁾る」としている。

注(30) 1984年7月上旬農業生産高連動請負制に対する理論的総括が、中国農経学会、中国社会科学院農業経済研究所、中央党政治経済学教研室の合同討論会で行われた。

[その論点]

1. 生産高連動請負制は社会主義経済の諸条件の下で農村の生産手段の所有権と経営使用権が分離した具体的形態である。これは農民が経営自主権を確立して商品生産者となったもので、合作経済方式と小農民経営の結合した新しい合作経済の形態であるから「労働に応じた分配」でない要素が存在するが、合作経済は所有の多様性を包括しうるとして社会主義経済の中に包括する。

2. 生産手段の公有制を前提とするが、農民の占有する生産手段がますます増加し、農家の請負経済と自営経済の区別が困難となり、自営経済部分が加速度的に拡大している。そこで土地と連関せず完全に自家所有の生産手段を使用して自営経済を営むものが大量に出現した。

3. 生産請負制は農村に商品生産者の経営自主権（生産物支配権）と物質的利益の原則を確立し、社会的分業と交換を拡大した。ここに基本的理論と政策の矛盾が生ずる。一方では商品生産と商品交換の発展を強調し、他方では価値の調節作用を軽視する。すなわち農副産品の統一買付は計画経済の基本であってこの部分が改革されなければ、高度に発達した商品生産に転化できないのではないか、ということである。

4. 農村経済改革と経済発展の方向などで専業戸の多量の形成が農村労働力の移動、流通体制改革と郷鎮経済との連関の中で問題を指摘している。

孫方明「農業連産承包責任制理論討論会綜述」。

(31) 「加強計画指導・做好社会服務・保護合法權益——發展農村専業戸重点戸要抓三件事」『人民日報』1983.11.7.

第2表 農村人民公社基本計算單位収益分配(総額)の増大

| | 人民公社 総収入 (億元) | 各種費用 | | 純収入 | | 純収入分配 | | | | | | | | | |
|------|---------------------|--------|-------|--------|-------|-------|------|--------|-------|---------|---------|----------|-------|--|--|
| | | (億元) | % | (億元) | % | 国家稅収額 | | 集体留保額 | | 集体留保内訳 | | 社員(農民)分配 | | | |
| | | | | | | (億元) | % | % | % | 蓄積 % | 福祉 % | (億元) | % | | |
| 1957 | | | 26.5 | | 73.5 | | 9. | | 5. | | | | | | |
| 58 | 410.2 | 109.3 | 26.64 | 300.9 | 73.36 | 39.0 | 9.51 | 47.4 | 11.56 | 9.89 | 1.52 | 214.5 | 52.29 | | |
| 60 | 367.7 | 106.5 | 27.01 | 261.2 | 71.04 | 36.4 | 9.90 | 16.2 | 4.41 | 3.00 | 1.00 | 208.6 | 56.73 | | |
| 62 | 423.3 | 119.6 | 25.9 | 303.7 | 71.75 | 27.5 | 6.50 | 27.6 | 6.52 | 4.41 | 1.44 | 248.6 | 58.73 | | |
| 65 | 531.66 | 149.77 | 28.18 | 381.89 | 71.82 | 29.8 | 5.60 | 47.49 | 8.93 | 6.56 | 1.43 | 304.6 | 57.29 | | |
| 75 | 924.51 | 310.73 | 33.61 | 613.78 | 66.39 | 37.12 | 4.02 | 101.08 | 10.93 | 7.48 | 1.76 | 475.91 | 51.48 | | |
| 78 | 1,107.42 | 386.25 | 34.88 | 721.17 | 65.12 | 37.12 | 3.35 | 103.00 | 9.30 | 6.86 | 1.63 | 582.36 | 52.59 | | |
| 79 | 1,234.11 | 421.11 | 34.12 | 813.00 | 65.88 | 39.84 | 3.23 | 118.41 | 9.39 | 7.06 | 1.75 | 655.56 | 53.12 | | |
| 80 | 1,252.14 | 433.66 | 34.63 | 818.48 | 65.37 | 38.42 | 3.03 | 105.15 | 8.40 | 4.45 | 1.56 | 675.92 | 53.98 | | |
| 81 | 1,360.79 | 427.42 | 31.14 | 933.37 | 68.59 | 39.81 | 2.93 | 89.12 | 6.55 | 3.56 | 1.36 | 805.16 | 59.17 | | |

出所 前掲『中国統計年鑑』1983。(含農業生産責任制)

しかし、この条例は他方農副業產品購買契約を結ぶ場合、「必ず国家の法律に従い、国家の政策に適應し、計画經濟を主とし、市場調節を補とする原則を貫徹し、国家、集体、個人三者の利益を兼顧する必要がある」と釘をさしている。專業戶の發展とそれに対応する農村經濟の商品化は、農業生産をひきあげ、自給・半自給又は国家が保証(糧食提供)しなければならなかった低生産地域をなくし、国家買付量をふやし、農産物商品の地域流通量を増大、流通圏も拡大したが、それに伴って国家の生産物買付計画実施に影響が出た。そこで以上のように釘をさす必要が生じた。これは端的には国营市場と自由市場の関係、又地域流通圏の変化による混乱をさけ、新たな計画生産・流

楊堅白「中国農業發展戰略問題」——穩定和完善連產承包責任制」劉国光主編『中国經濟發展戰略問題研究』前掲書、161頁。

中国農經学会、中国社会科学院農經經濟研究所、中央党校政治經濟学教研室は共同して全国農業連產承包制の理論討論会を1984年7月上旬に北京で開催し、以下は問題点である。

1. 連產承包制はマルクス經濟学に基づく理論の中でどのように措定しうるか、又合作經濟は所有の多様性を包括しうるか、昨今集体經濟に対する各組職員の相對的に獨立した利益と比較的大きくなった經營上の自主權はどのように掌握すべきか。

2. 家庭單位農業生産請負制は生産單位(農家)と集体(生産隊・計画經濟の末端組織)との結合した統一經營であるが、農家が直接占有している生産手段が加速的に増大して農家請負經濟と農家自營經濟の區別が困難になった。大量に自營經濟が増大した地域では土地(公有)に依存せず、完全に生産手段を自由に所有する自營經濟の実体が出現した。これは具体的分析が必要でこの二つをいっしょにはいけない。

3. 連產承包制と商品生産

責任制の出現後農村には商品生産者の經營自主權(含む產品支配權)と物質的利益の原則が確立して資金、技術、人材、情報、資源、經驗などが流通しかつ連合することが容認された。商品生産の發展は社会的分業の發展を促進し、社会主義經濟發展の不可欠の必要條件である。しかしこれは基本理論と政策との間に一つの矛盾をきたし、計画經濟の遂行と價值法則の合理的利用の結合が主要產品の買付方式などを通じて生じている。従来方式の再検討が必要である。

4. 農村經濟改革とその發展の方向づけのために農村經濟構造の合理化・農村労働力の移動、流通体制の改革と城鄉經濟の關係の調整が主要な課題である。專業化は趨勢であって長期に保証さるべきであり、行政手段で專業戶の專業化水準をひきあげるようなことはしない。主要農副業產品の“低水準相對的過剩”に対して新しい農村經濟構造の成長と形成に商品生産の發展を利用すべきである(孫方明)。

企業自主権・損益自己責任制の確立と農村における生産高連動請負制

第3表 大躍進期の(一)数字と1982~83年の対比

| 年次 | 年平均増大率 | | | | | 国民所得 |
|-------------|----------|--------|--------|--------|-------|-------|
| | 工業生産 | | | | | |
| | 工農業総生産 % | 農業生産 % | 工業生産 % | 内軽工業 % | 重工業 % | % |
| 第一次五ヶ年計画期 | 10.9 | 4.5 | 18.0 | 12.9 | 25.4 | 8.9 |
| 第二次五ヶ年計画期 | 0.6 | -4.3 | 3.8 | 1.1 | 6.6 | -3.1 |
| 1963年~1965年 | 15.7 | 11.1 | 17.9 | 21.2 | 14.9 | 14.7 |
| 第三次五ヶ年計画期 | 9.6 | 3.9 | 11.7 | 8.4 | 14.7 | 8.3 |
| 第四次五ヶ年計画期 | 7.8 | 4.0 | 9.1 | 7.7 | 10.2 | 5.5 |
| 第五次五ヶ年計画期 | 8.1 | 5.1 | 9.2 | 11.0 | 7.8 | 6.0 |
| 1953年~1982年 | 8.1 | 3.8 | 10.7 | 9.5 | 12.2 | 6.0 |
| 1979年~1982年 | 7.3 | 7.5 | 7.2 | 11.8 | 3.4 | 6.3 |
| 1982年~1983年 | | 9.5 | 10.5 | 8.7 | 12.4 | * 7.1 |

出所 前掲『中国統計年鑑』1983.

* 前掲『中国経済年鑑』1984 (1979~1983)

第4表 全国農家収支決算明細(平均)と貨幣所得の増大

| | 単位 | 1957年 (第1次5ヶ年計画) | 1978年 | 1979年 | 1980年 | 1981年 (第6次5ヶ年計画開始) | 1982年 | 1983年 |
|-----------------|----|---------------------|--------|--------|--------|-----------------------|--------|-------|
| (I)1人当り平均純収入 | 元 | 72.95 | 133.57 | 160.17 | 191.33 | 223.44 | 270.11 | * 310 |
| ① 集体より取得 | 元 | 43.40 | 88.53 | 101.97 | 108.37 | 116.20 | 140.12 | |
| ② 家庭副業より | 元 | 21.46 | 35.79 | 44.00 | 62.55 | 84.52 | 102.80 | |
| ③ その他 | 元 | 8.09 | 9.25 | 14.20 | 20.41 | 22.72 | 27.19 | |
| (II)純収入を100とした% | | | | | | | | |
| ① 同上 | % | 59.49 | 66.28 | 63.66 | 56.64 | 52.00 | 51.87 | |
| ② 同上 | % | 29.42 | 26.79 | 27.47 | 32.69 | 37.83 | 38.06 | |
| ③ 同上 | % | 11.09 | 6.93 | 8.87 | 10.67 | 10.17 | 10.07 | |

原註 ① 生産高連動請負制普及以後の農家所得もふくむ。

② その他というのは欠損家庭への福祉分配金(生活貧困者補助)及び解放軍兵士家庭への補助金など

出所 前掲『中国統計年鑑』1983. *のみ『中国経済年鑑』1984.

通のシステム化の編成を迫られたものといえる第12期三中全会決議の要請。

この実状によって農村専業戸、重点戸の発展に計画指導の必要性が指摘されるに至った。専業戸による小生産の業種拡大は自然発生的であり、従って盲目的であるので、同一地域に同一業種の専業戸が多数生じて共倒れになったり、資源を浪費したり、又技術指導の必要性が生じた。たとえば“養鶏熱”が流行して養鶏専業戸が激増して自由市場が飽和状態となり、腐食、不衛生状態が生じたり、鶏の疫病がまんえんしたりした。養鶏技術水準の向上に内包する管理方式の刷新、国营市場の補完関係として自由市場をおき、需要にあわせて計画生産を行い、社会的貯蔵設備を行政区の投資によって設立する必要が生じる。これは豚の場合も同様である。そのためには、専業戸と請負契約をかわす生産隊(集体経済)、専業戸から国家計画超過分を買い上げる地方食品公司、供銷社、専業戸として独立した個人商店などに対して、その合法權益が守られなければならない;これは国家と集体と個人との契約の保証である、とされた。しばしば専業戸の富裕化が周囲の羨望を招き

(紅眼病), 奪略のような不法分子から保護される必要もある。かくて山東省では工証工作所が專業戸に法律的援助を行い, 契約の保証を行政機関が示す制度を設定した。

4. 連産承包制による原価計算と蓄積

——「労働に応じた」分配を「資金に応じた」蓄積⁽³²⁾

1984年5月16日に発表された1984年国民経済と社会発展計画起草案報告(第六期全国人民代表大会第二次会議における国務委員兼国家計画委員会主任, 宋平氏)によれば, 1983年に食糧生産は9.2%の前年比増大をふくんで3億8千7百28万トン, 棉花は万年比28.9%増で463万7千トンと史上空前棉の数字を示した。これは, 1959年から1978年までの20年間に食糧平均500万トン増, 棉花平均1万トン増に達しなかった実績に対して, 1979年から83年までの5年間に食糧年平均1,650万トン増, 棉花年平均ほぼ50万トン増の実績によるもので, 1983年には農産物総額9.5%増を実現している。

このほか, 油脂作物4,032万3千トン, 食肉生産量142万1千トン, 水産物546万トンに達した。これは大豆, いも類をふくまない食糧一人当たり平均保有量140kg, 棉花4.5kgを保証し, 中国の10億余の総人口の必要をみたすことができるようになった。これは, 年平均増大年-4.3を記録した第二次五ヶ年計画期(われわれはこの時期を大躍進期として農業生産の未曾有の増大として示されていたが実は食糧不足で人口減が統計上記録されている)——人民公社の設立期——と対比される。まさにこの数字は, 「三面紅旗」によって示される大躍進政策の実態と, その批判「建国以来の党の若干の歴史的問題についての決議」(1981年6月)に集中的に結実する第11期三中全会による政策転換(1978年12月)——経済改革の論理の歴史的有效性を示している(第1~3表参照)。

この実績は半自給的性格にあった中国農業の, 食糧の商品化率30%以上, 農副産品の商品化率55%に引き上げ, 農民の自給性消費比率を41.2%に引き下げた。

すでに1983年の平均農業労働者一人当たり生産農業総生産値は893円で1978年に比して30.6%増, 年増大率5.5%で, 1953年から78年までの26年間の平均増大率1.2%と比較にならないテンポとなって新たな方向を示している。ちなみに食糧生産は亩(1ha=15亩)当たり168.5kgから226.5kgへ, 棉花は亩当たり29.5kgから51kgへ増大した(国家統計局提供)。

その結果, 元来農民の貨幣所得は統計上0に近く, 1976年になってさえ年額平均64元と記録され

注(32) ①林子力「論“標準産量”——連産承包責任制的分配形式——」『人民日報』1982.8.27.

②林子力「再論“標準産量”——連産計酬分配形式的進歩探討——」『人民日報』1983.2.16.

③林子力「論連産承包制——兼論具有中国特色的社会主义農業發展道路——」1983.9.80—84頁, 90—104頁。

④「連産計酬就是按“標準産量”分配」上下, 「連産計酬与按劳分配」林子力編「連産承包制講話」前掲書, 59頁以下。

「自営專業戸是新型个体經濟」『人民日報』1984.6.24. 韓元欽・殷学美「我国社会主义農業發展道路的重要突破」『人民日報』1984.2.22.

田紀雲「進一步發展商品生産和商品流通」『人民日報』1984.3.16.

于光遠「社会主义制度下各当事者的經濟效益和全社会的經濟效益」『人民日報』1984.8.13.

「中共中央關於1984年農村工作的通知」(『人民日報』1984.6.12)の三の二参照。

企業自主権・損益自己責任制の確立と農村における生産高連動請負制

ていたのが、1983年には、全国各地 30,400以上の農家抽出調査において1人当たり年額 310 元（第4表参照）——広東省仏山市効区和順徳県では1人当たり平均 892 元と公表され、万元戸が論点の対象となるに至る。この生産増を記録的にかえたものが、三中全会以後の政策転換の結果生じた農村における農家所帯単位生産高連動制の普及によることをもはや疑うことはできない。

公社の政社分離と農工商連合公司・專業サービス公司などの成立、農業経営単位としての農家の自主権確立による請負生産の普及、その結果としての專業戸群の形成は、農村地域経済の内部構造を大きく変え、農村経済体制改革にひきつがれた。人民公社改革後の経済発展に伴い、その生産と販売を結ぶ流通拡大の環としての郷鎮の整備充実は経済実体として今後の課題であり、生産大隊・生産隊の機能が一部は郷政府・郷鎮に一部は請負農家に分解したために両クラスは上級下級の関係を失って並列的又は統合の方向交易の大幅な拡大の中で実現しつつあるが、他方特定の新たな地域的協同経済組織の必要性が新連合の形成と関連して提起されている。商品流通量の増大が鮮食糧品の局地的季節的過剰として現われ、貯蔵と加工の社会的調整設備の緊急要請が局地市場を結ぶ計画的措置の新たに拡大した流通圏、変化した物流の状況に対して生じた農村経済体制改革の課題となった。元来集体企業の購買販売協同組合の農民資金がいつか総資金額の数%にしかならなくなって国営商業の独占的支配にあった状況を戻し（「官商作風を廃する」）て現況にあった商品流通の県・郷との連合機構を設立して局地的過剰に対処するようになる（山東省では豚が四川省ではみかんが大量に滞貨し、みかんは腐って価値回収不能となり、豚は油の少ない品種改良・飼料生産專業農家による商品化飼料をくみこんだ養豚システムへの切りかえと、湖北省武漢市のような大食肉貯蔵センターによる計画生産・流通組成の必要性が日程にのぼった。自由市場では滞貨のため変動価格は暴落し、国家買上資金は底をついても生産奨励のため豚肉を買い上げ、豚肉の購買量は激増したにも拘らず脂の多い旧劣等品種の肉は過剰となった）。

ところで、農村経済体制の変化は新たな改革の課題を数多く提起しつつあるが、その基本的課題は土地公有制を前提とした農業生産用固定資産の私有が容認されたことである。

当初の家庭承包聯産計酬は、林子力によれば土地均分分配と並んで生産隊所有の大農具、肥料、種子などが農家に割りあてられ、各生産単位としての農家は土地豊度の差によるほか生産力格差を生じないという前提にあった。差額の収益を生じうる（「差額地代」）土地豊度の差は、土地配分の均等化によって調整する。大型水利施設などは集団が所有しているので、個人による収益の独占は生じない。又種子の優良品種や化学肥料など土地に投入しうる流動資金については各戸に差がありえても、最終的に中国農村の自給・半自給という一般的生産力水準の下では農業技術に基本的に質的差を生じさせないという認識の下でその収益格差も限定的である、と（注(32)参照）。

林子力は、請負生産を行う農家の小経営の下では、土地と資金は均等であるから、その結果として生きた労働の投下量を生産量決定の唯一の要素とみなし、“標準生産量”なる概念を指定した。

すなわち、ある生産隊（集体）においてその下にある請負耕地の耕作に支出しなければならない

平均労働量の生産物を標準生産量として策定する。面積当り一定量の投下労働の生産する生産物量を豊凶の自然条件を加味して3年間を平均して定める。更に標準生産量に集団留保率をかけたものを集団留保量とし農業税率をかけたものを農業税とする。そこで（標準生産量）－（集団留保量）－（農業税）＝（請負農家労働報酬）……(i)となる。更に（請負農家生産総量）－（標準生産量）＝（超過生産量）＝（超過労働量）……(ii)となる。(i)は生産請負農家が請負契約にもとづいて国家に規定買上価格で売り渡す分（貨幣収入）と口糧（現物）によって構成され、(ii)は農家の自由裁量で国家に超過割増買上価格で売るか、自由市場で自由変動価格で売り渡すかすることによってえられる追加所得となる。このように標準生産量概念を指定することで、異なる種類の異質な、又複雑労働、熟練労働の違いにより直接計量することも比較することもできない現実の生の労働の量を自己申告して生産物分配を行ってきた従来の“労働に応じた分配”“より客観的な尺度”、“労働の物化された形態”を通じて、より近似的に“労働に応じた分配”となる、とした。これは集団経済において統一計算、統一分配する工分制の粗放的生産と原価計算の欠落した分配メカニズムに対する直接的積極的批判の理論的根拠であり、“大呼隆”（整然とした計画と規律なしの集団労働）という実質を伴う社会的労働の工分による“大鍋飯”（悪平均主義）克服の実践的意義——生産高連動請負制出現普及の解明を与える点で説得的である。しかし「社会主義経済における労働に応じた分配」は決して個別的经营における生労働量（又はその対象化された生産物量）に比例して直接的に分配分を取得することでもなければ、労働が社会的に組織されていない小経営内の“私的労働”に基づく分配でもないことはすでに述べた。

ところで、農村地域での前述の脱農化現象の進展は従来口糧受領（公社内での労働対価としての食糧配分）者であった農民を食糧購買者に転化する。政府は農民専業戸化傾向を奨励し、責任田耕作を返還、又口糧田放棄専業化する農民に対しては自由市場価格よりひくい国家買上価格で食糧を補給するよう指示した。そこで家族数が多く、割りあて耕地が過小の農家、多角経営による収益の大きい農家は割りあて耕地である責任田を生産隊に返し、その請負辞退が多く農地が荒地化する地域も報じられた。更にその返還耕地を再請負希望農家に割りあてるという関係が成立、生産隊も非能率の零細請負農家に耕地を細分化するより、大規模企業採算投資の専業請負と契約することにより、総生産高の増大——農業税額・公共蓄積額の増大・1人当り農民分配の増大となる方を選ぶ。大型請負による雇傭の成立——生産隊内外余剰労働力の吸収と設備投資による省力化と多角経営化も進出し商品化率をあげる。

耕種農業の専業化と共に責任田、口糧田の辞退、返還再請負配分も進展し、請負耕地の譲渡、“賃貸”現象も現われた。国家統計局の全国30,400余戸の農家抽出調査による農民1人当り純収入は309.8元（1983）（1978年に133.6元、300元以上の農家は2.4%）となったが、他方大幅格差のある万元戸、数十万元戸多数出現の背景には生産高連動請負制の普及による農業労働多投効率化の結果の収

益増以外に、専業戸形成を通じて私的生産資金の蓄積・私的流通手段の蓄積による収益創出と再分配が存在することに注目しなければならない。

林子力が、伝統的農業技術水準による小規模農家請負生産制の下で生きた労働投下量を唯一の生産量決定要因として計算した「労働に応じた分配論」は、全国的な専業農家の輩出により前提を失った。農業生産の増大、生産手段・生産物の流通の安定——収入の安定、口糧の確保によって、農業生産栽培業なる公式の下に生産・生活手段としての耕地の均等請負が“労働に応じた分配”を実現するとする基盤が変貌した。(1)栽培業以外の専業化の発展は一方で請負耕作放棄→耕種専業農家の規模拡大を実現し、他方多角経営を農外業種の兼営・脱農民化の推進は、経営内容・分配所得が耕地面積に規定されない事態を一般化した。農業栽培請負農家は請負う耕地面積が家族数・労働力に規定・拘束された均等性でなく、技術条件・生産の社会化傾向の中で規模の合理性に規定されるようになってくる。資金の増大による収益格差が生じ、豊度・市場との距離・水利条件などの既設設備などの「差額地代」形成要因を耕地均等分配の要素に入れることで収益格差解消の手段とした前記論旨の条件も基礎を失った。あえて「差額地代」的収益を集体に上納（たとえば土地税）することによって“労働に応じた”分配論を貫徹するという趣旨となる。

このような事態に対して林子力は新たに“土地の請負耕作は土地自体の請負いでなく一定の耕地上の生産量の請負いである”と規定した上で専業戸、専業組、専業隊、専業工場など専業請負生産はどの部門も標準生産量を規定する必要があるとして専業請負い生産と連関する報酬計算制度を再び提起する（注(32)——②・③・④参照）。

耕地の通常生産量の3年平均を標準生産量とし、標準生産量を生産するに支出しなければならない標準労働量を計算する。その上で、標準生産費用として原価償却費（「物化された労働消費」C）を指定する。標準生産量の貨幣的表現として標準生産額が示される。

$$(\text{標準生産額}) - (\text{標準生産費用}) = \text{標準収入} = (\text{標準純生産額})$$

$$(\text{標準収入}) \div (\text{標準投下労働量}) = 1 \text{労働日当りの標準収入} = 1 \text{労働日当りの標準生産量}$$

この第2式によって投下労働量に近似的な分配（旧集体経営に対して）として農民のえる純所得を説明するのである。

この式は、前式の“伝統的農業においてCの費用を捨象”し、労働力の再生産費の保留のみの単純再生産モデルに生産高連動請負制による“農民の積極性”発揮による労働力の追加投資と効率化による超過収量取得（この分は次の追加投資分に転化しない）を組みあわせた標準生産量計算より、原価計算の概念を導入した点で「改革の論理」上にある。1労働日当りの標準生産量指標は技術革新に結びつく生産性測定基準として、又標準生産費用と標準純生産額との対比も、農民による小経営方式れらにおける生産力発展のための流動資金投入費用計算に役立つことは間違いない。しかしこの方式が、中国における農村経済体制変貌の現実（前述）から決定的に乖離し始めた点は、二方式が

自給・半自給の再生産構造の下での“伝統的”・停滞的農業生産技術水準の上に構築されている点——專業戸形成による流通経済の省を超えた発展・中国经济全体の社会的分業の進化に対応せず、農業部門に視野を限定しているところに他ならない。

林子力は「請負者の個人的補充投資による追加所得の蓄積が追加的個別的資金投入の生み出す収益格差を認め、それは非労働収入であるが集団に帰属させられない、協同組合経済の性格に帰因するものであり、税収で調整されるべきである；「農業專業化の担い手として商品経済発展を推進した專業戸は社会化農業の雛型」である、と称賛をばからない。「収入の一般的増加の基礎上で一部の農民が先に富裕になることは両極分解ではなく、社会主義的發展の道である」というしめくりは、「農民の富裕化を同時に成立させなければならないと考えるのは平均主義的誤りである」とする「中国社会主义發展の独自の道」の命題と一致する。

しかしながら、この資金格差の蓄積が新たな生産力發展の条件を創造し、“資金に応ずる”分配分が労働によらざる大きな所得格差をひきおこした結果が前述した專業戸による十数万元戸の輩出であり、又その新所得が浮游資金として專業戸の経済連合や新協同組合組織形成の出資金にとどまらず、股份として都市の新規サービス企業の設立——「配当」支払いとして現われ、独り歩きし始めたことは注目されねばならない（但しその“民間企業”に7人以内の雇傭者を容認されているが、これを資本主義企業を展望する措置との速断は誤りである）。このような展開の根本的基盤が、土地・水利施設の公有制以外の農村における農副業・工業・商業分野での生産流通手段の小私有の容認にあった限り、投下労働量に近似的な分配の実現は、小農民経営（分散経営）の下では次に“蓄積に応じた”資金、“資金に応じた”蓄積が生ずることは必然であった。要は体制としての社会主義経済の再生産軌道の中にどのように組みこむかにかかっているが、そこに30年の建国以来の政策基調の中に停滞した中国经济底辺での一般的生産の低位性・前近代的生産組織の限界に規定された歴史的遺構を克服する対策——生産力に照応した生産関係を措定せざるをえない課題が存在する。

（本論点については現代中国学会関東部会において報告を行った「林子力の『標準生産量』について」—1983. 12. 4. 於早稲田大学）

5. むすび——「経済改革の論理」と生産高連動請負制

文頭でふれたように本稿脱稿直後に公表された第12期党中央委員会第三回全体会議（第12期三中全会）⁽³³⁾では流通経済の改革の決議を採択し、1978年の第11期三中全会で決定した生産管理組織の改革・利改税・対外開放政策の進展・国家資本主義セクター採択とともに経済改革を集大成するといわれる。

注(33) 『十二届三中全会公報』前掲紙。

企業自主権・損益自己責任制の確立と農村における生産高連動請負制

すなわち「基本的生産手段の所有形式が全人民的所有である限り、社会主義を逸脱することはない」との確認の上で、「企業の所有権と経営権を切り離し、工場長の権限を大幅に拡大する。企業は多様な経営形態から最適選択を行うことができ、資金調達・生産・販売活動に関する、内部留保金の運用、企業幹部の任免・選挙、労働力の使用・賃金・報償金の分配などを企業自主権の拡大の下で自主的に決定する；国の許可範囲の中で製品価格を決定する権利をもつなど、企業を真に独立した法人として保証する」とされている。

また「計画経済と商品経済とを対立させる旧通念を打破し、価値法則を意識的に依拠し運用する“共有制をふまえた計画的商品経済”を機能させる」。

「指令的計画の範囲を縮小し指導的計画の範囲を拡大して市場メカニズム——価格・金利・税制などの経済機構を利用する。一部の農産物、サービス業などは完全に市場メカニズムに委ねる」。

「価格体系の不合理——部門別価格の不公正と部門別技術革新による原価引下げを反映しない異なる商品の価格比の不均衡——が価格管理体制の不合理と連関している現状に対して一定の幅をもつ変動価格と市場の需給関係の変化を反映しうるように改革する」。

「対外貿易体制を改革し、合資経営企業、合作経営企業、単独投資企業（国家資本主義セクター〔筆者〕）を設立させることも我が国の社会主義経済にとって必要かつ有益な補完である」と。

すなわち「社会的生産力の発展の要請にそぐわない硬直したモデルが出来上っている経済体制」を、行政機関と企業の分離・企業に対する国家管理の企業自主権確立による損益自己責任制に切りかえることで資金の浪費を防ぎ、企業の効率化、社会の効益化をはかる・計画の tool として価値法則に依拠する市場メカニズムを利用する体制に転換し、分配面を悪平等から経済責任制による取得とする。中国社会主義は人々の勤勉さと関係なく皆一どきに同じ速度で豊かにするのではなく、一部の地区、一部の企業、一部の就業者の勤勉な労働によってまず豊かになり、それが一般の人々を励ましてますます多くの人が豊かになる道を進ませるのである」と。

第11期三中全会コミュニケ構想の体系化を追って来た立場からして今回の「経済体制の改革に関する決議」の趣旨はすでに明らかな如く、本稿における“経済改革の論理”と軌を一にする。しかし決議がその実現に条件をつけているように、市場メカニズムを利用する間接的調整計画指導型モデルに切り替えることのできる物質的基盤——生産の市場指向・流通のシステム化・企業管理の体系的自律的作動・利潤の税制への転化と金融システム化は方向づけが与えられたばかりで、十分機能する条件をみたしてはいないばかりでなく、それを担いうる再生産構造の近代化が実は経済改革の内実的課題でもあるという相関的循環関係にあることはすでに指摘した。

現代社会主義諸国では、国有資金を占有する国营企業の経営管理制度改革を軸に集権的国家行政司令型計画化を廃して、国家資金に対する企業自主権確立による経営の分離をたてまえに収益率指標による損益自己責任制の保証による独立採算制を確立、企業の効率化を推進し、成長率など主要

策定を除き、中央に集中しすぎた計画決定機能を企業におろし、或いは市場機能を通じて指導的計画調整にきりかえるなどして分権的間接的誘導モデル⁽³⁴⁾が浮上した。

しかしそのモデルの限界の利用を設定している中国においては、主幹産業の国営大企業とは別に都市にも、又農村では支配的に小規模集体企業が数多く存在し、更に本稿で対象とした個別的農家を生産単位とする小経営が集体と契約請負の下に多数形成普及した。個人経営も第三次産業を中心に国営経済の補完として7人の雇傭・見習いを認められており、農家の専門化・脱農民化と対応した小経営方式が生産力発展の積極性を引き出す担い手として評価される。そのいわば多種経済の下生産資金の私的所有が容認されている非社会主義的セクターの「私的資金蓄積」は“硬直した国家計画司令”にかわる“指導性をもった市場機構の利用”“経済的槓杆”の運用の基盤とはならず前述の国営経済における計画内の市場とは異なる法則性として作用する。

農村の“資金に応じた”蓄積が浮遊資金として股份——株化する傾向を指摘したが、逆に企業が生産拡大資金を得るために株を発行し、これを買った農民がその企業の労働者となる、又は企業が工場の設備更新のために労働者に株を売るというケースが現出した。中国では証券取引所がなく、自由な株の売買は認められておらず、同業組合の資金調達の出ないとしても、政府は株を経済体制改革の「新事物」として評価・奨励の方針というとき、“経済改革”の論理は“中国の特色をもつ社会主義”の中で極めて独自の理論的課題をもつといわなければならない。

経済特別区において外資合弁事業を拡大発展させる方針は中国経済の近代化に加速をつけ、迂回生産期間を縮小し、多量に形成された農村地域を中心とする資金は国内市場を拡大してその“国家資本主義セクター”は国民経済発展に役割を担うであろうが、中国において選択された「経済改革の論理」が有効にどのように機能しうるかは、国営社会主義セクターの価格と「市場」の変動価格との連携をふまえた今後の価格制度改革、それを機能させる場としての流通圏の整備（自由市場の解放と管理・調整を果す郷鎮経済の新編成済の自由化をふまえた）と流通機構のマクロ的再計画化・流通機構・商業改革の実現、国民経済全体からする計画メカニズムの新編成（エネルギー・資源の最適分配を基礎とした）が要請の実現にかかっている。これはまさに“二十一世紀初頭をめどにした所得四倍増”というスローガンよりはるかに壮大な実験であるが、中国は数多くの矛盾と問題をかかえているからこそその解決へすでに動き出したともいえる。

われわれは中国当局が打ち出した「経済改革の論理」とその論理を超えて展開した現実（すでに指摘したように、農村における生産高連動請負制の農民主導による普及は、三中全会コミュニケによる企業自主権の確立・損益自己責任制の保証を前提に容認、展開したが、これは現実に向づけられた「農村経済体制

注(34) K. Buls 鶴岡成行訳『社会主義経済の機能モデル』、佐藤経明「ハンガリー新経済メカニズムと規制用具システム修正——企業利潤・賃金規制を中心に——」（『経済研究』第30巻第2号）。

拙稿「『社会主義経済における計画化の構造と方法』について1」（『三田学会雑誌』第67巻第1号）、拙稿「社会主義経済の計画化と市場」覚書「三田学会雑誌」第71巻第5号。

何竹康「正確處理計画管理体制中的九組關係」（『人民日報』1984.9.14.）。

企業自主権・損益自己責任制の確立と農村における生産高連動請負制

改革」に先行し、その内実を形成し、かつ更に新しい段階を展望して、体制改革によって方向づけられようとしている)を検討してきたが、今後更に現実の推移の中から改革の論理と改革の現実との間に“⁽³⁵⁾社会主義経済発展の独自性”がどのように検証され、各問題が提起されるかを注視し、考察したい。

なお、1984年7月に人民日報社の関係で訪中した際に、経済改革の進行にかかわる理論の新展開について、再び中国社会科学院経済研究所に御連絡下さった孫尚清先生(長江開発について上海に御滞在中御指摘を受けることができた)、外事局と御教示をいただいた経済研究所の陳吉元、李沢中、干堯先生、中国社会科学院農業経済研究所の倪心一先生、人民日報社農村部副主任、又上海社会科学院副院長藍英先生と外事處長杜長庚先生によって、御教示・質疑応答の機会をえた農業経済研究室の凌岩先生、財政経済研究室の趙愷泰先生、上海社会科学院顧問の許鏢先生に深く御礼を申上げる。

(本稿の論旨については社会主義経済学会第29回大会において「社会主義経済における小生産」なる共通論題の下に「社会主義経済における小生産と『労働に応じた』分配——中国における生産高連動請負制とその基本的性格——」として報告を行い、要旨を「社会主義経済学会会報」第36号に掲載した)。

(経済学部教授)

注(35) 現代社会主義経済の価値法則・市場と「古典的社會主義經濟」の方法論的課題については「社会主義と市場メカニズム」(久保庭眞影) 富塚良三他編『資本論体系』第2巻『商品・貨幣』所収及び拙稿「社会主義経済における地代」(同第7巻『地代・収入』所収)参照。

* 本論文は塾の学事振興資金によっている。